



福岡医発第879号(地)  
令和2年6月23日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松田 峻一良  
(公 印 省 略)

「感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び  
就業制限の取扱いについて」の一部改正等について

今般、感染症法における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院等の取扱いの一部を改正し、本年6月12日より適用する旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部(局)あて別添の通知がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本改正による退院基準は以下のとおりであり、これに伴い、宿泊療養及び自宅療養の解除の考え方についても改正され、事務連絡がなされておりますので併せてお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ③ 発症日から10日間経過した場合
- ④ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(健Ⅱ176F)  
令和2年6月15日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

「感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び  
就業制限の取扱いについて」の一部改正等について

今般、感染症法における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院等の取扱いの一部を改正し、6月12日より適用する旨、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の通知がなされましたのでご連絡申し上げます。

本改正による退院基準は以下のとおりであり、これに伴い、宿泊療養及び自宅療養の解除の考え方についても改正され、事務連絡がなされておりますので併せてお送りいたします。

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ③発症日から10日間経過した場合
- ④発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健感発 0612 第 1 号  
令和 2 年 6 月 12 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 2 月 6 日健感発 0206 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を別添のとおり一部改正しますので、十分御承知の上、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

本通知による改正後の取扱いについては、本日より適用することとします。なお、既に新型コロナウイルス感染症の患者又は無症状病原体保有者として入院している者に関して、新型コロナウイルス感染症の患者については発症日に、無症状病原体保有者については陽性確定に係る検体採取日に、それぞれさかのぼって改正後の退院に関する基準を適用することとします。

## 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和２年２月６日健感発 0206 第１号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第１ 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）第３条において準用する法第２２条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p>① 発症日から <u>10</u> 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合</p> <p>② 発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。</u></p> | <p>第１ 退院に関する基準</p> <p>新型コロナウイルス感染症の患者について、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）第３条において準用する法第２２条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。</p> <p>① 発症日から <u>14</u> 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合</p> <p>② 発症日から 10 日経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>また、<u>無症状病原体保有者については、発症日から 14 日間経過した場合に、退院の基準を満たすものとする。</u></p> |

③ 発症日から 10 日間経過した場合

④ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。（①又は③に該当した場合を除く）

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

## 第 2 就業制限に関する基準 (略)

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。（①に該当した場合を除く）

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

## 第 2 就業制限に関する基準 (略)

## 退院基準・解除基準の改定

- ・有症状者に関する退院基準について、WHO（世界保健機関）の基準が短縮（14日→10日）されたことを踏まえ、有症状者の退院基準について期間の短縮（14日→10日）を行う。
- ・また、無症状病原体保有者の退院基準についても、無症状病原体保有者に関する新たな知見が明らかになったことを踏まえ、CDC（米国疾病予防管理センター）の基準も参考にし、時間の経過に基づく基準に加え、新たに、PCR検査による退院基準を設定することとする。

### 退院基準の改定

#### 1. 有症状者<sup>（注1）</sup>の場合

- ① 発症日<sup>（注2）</sup>から**10日間経過**し、かつ、症状軽快<sup>（注3）</sup>後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR検査<sup>（注4）</sup>で陰性を確認できれば、退院可能とする。

#### 2. 無症状病原体保有者の場合

- ① 検体採取日<sup>（注5）</sup>から**10日間経過**した場合、退院可能とする。
- ② **検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能とする。**

※ 10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

※ 退院基準・解除基準の改定時にすでに有症状者・無症状病原体保有者に該当している場合には、発症日等にさかのぼって新たな退院基準・解除基準を適用する。

#### 【改定前の退院基準】

1. 有症状者の場合：
  - ① 発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
  - ② 発症日から10日間経過する前に症状軽快した場合、症状軽快後24時間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR検査陰性を確認できれば退院可能とする。
2. 無症状者の場合：発症日から14日間経過した場合に、退院可能とする。

### 宿泊療養等の解除基準の改定

退院基準の改定案と同様とする。

#### 【改定前の宿泊療養等の解除基準】

発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、解除可能とする。

注1 重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。

注2 症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

注3 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。注4 その他の核酸増幅法を含む。注5 陽性確定に係る検体採取日とする。

注6 退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

【有症状者の場合】

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能

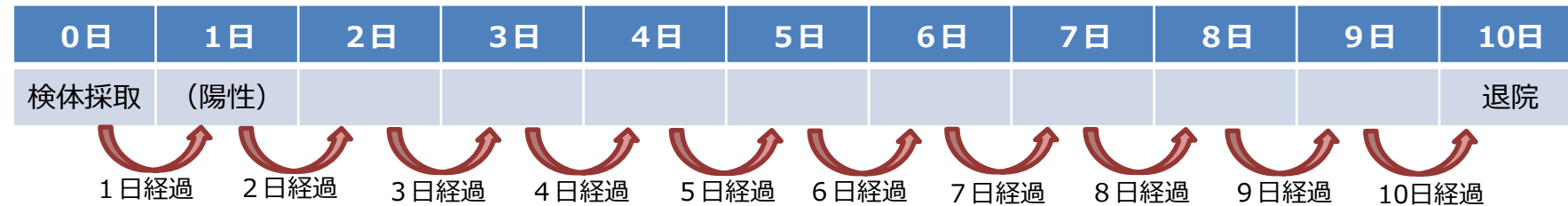


② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR検査で陰性を確認できれば、退院可能

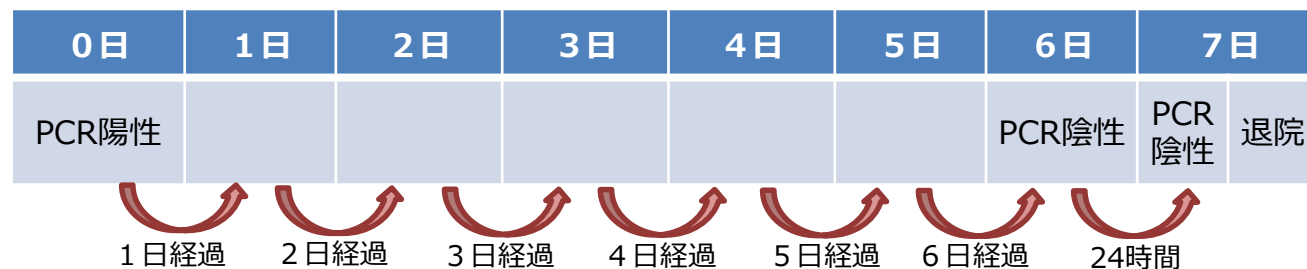


【無症状病原体保有者の場合】

① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR検査陰性を確認できれば、退院可能



事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 1 2 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象  
並びに自治体における対応に向けた準備について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 6 月 12 日健感発 0612 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により本日改正されたところ、当該改正を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 2 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）についても別添のとおり一部改正しますので、十分御承知の上、その取扱いに遺漏のないようご対応をお願いいたします。

本事務連絡による改正後の取扱いについては、本日より適用することとします。なお、既に宿泊療養又は自宅療養している者に関して、新型コロナウイルス感染症の患者については発症日に、無症状病原体保有者については陽性確定に係る検体採取日に、それぞれさかのぼって改正後の解除に関する基準を適用することとします。

## 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」  
(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 旧                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方</p> <p>(2) 解除に関する考え方</p> <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症の患者（有症状者）については、原則として次の①に該当する場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。ただし、次の②に該当する場合も、解除して差し支えないこととする。</u></p> <p>① <u>発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</u></p> <p>② <u>発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</u></p> <p>○ <u>無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。ただし、次の④に該当する場合も、解除して差し支えないこととする。</u></p> <p>③ <u>発症日から10日間経過した場合</u></p> <p>④ <u>発症日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</u></p> <p>○ <u>発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保</u></p> | <p>2. 宿泊療養・自宅療養の対象及び解除の考え方</p> <p>(2) 解除に関する考え方</p> <p>○ <u>発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、宿泊療養又は自宅療養を解除するものとする。</u></p> <p><u>なお、発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症</u></p> |

有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

また、上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。(①又は③に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで解除の基準を満たさないものとする。

以下 略

状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

以下 略